

次期大阪府循環器病対策推進計画(素案)新旧対照表 [主なもの]

資料2

次期計画素案	現計画	理由	頁
<p>第1章 計画策定の趣旨等</p> <p>第1節 はじめに</p> <p>○国は2020(令和2)年10月27日、基本法第9条第1項の規定に基づき、2020(令和2)年度から2022(令和4)年度までの約3年間を計画期間として、「第1期循環器病対策推進基本計画」(以下「国計画」という。)を策定し、「循環器病の予防や正しい知識の普及啓発」、「保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実」、「循環器病の研究推進」等の幅広い循環器病対策に総合的に取り組むことにより、健康寿命の延伸及び循環器病の年齢調整死亡率の減少をめざすこととしました。</p> <p>さらに、社会情勢等の変化を踏まえ、新興感染症の発生・まん延時や災害時等の有事を見据えた対策や、他の疾患等に係る対策(「第4期がん対策推進基本計画」、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」、「腎疾患対策検討会報告書」と連携を進めることを新たに追加し、2023(令和5)年度から2028(令和10)年度までの6年間で第2期計画として策定しました。</p> <p>○大阪府では、基本法第11条第1項の規定に基づき、国計画を基本として、本府の循環器病に係る実情を踏まえ、地域の特性に応じた「大阪府循環器病対策推進計画」を策定し、2024(令和6)年度から2029(令和11)年度までの6年間で第2期として引き続き、循環器病対策の一層の推進を図ることとします。</p> <p>第2節 計画の位置付け</p> <p>○また、庁内関係部局と連携して、「第8次大阪府医療計画」、「第4次大阪府健康増進計画」、「大阪府がん対策推進計画」、「大阪府高齢者計画2024」、「第5次大阪府障がい者計画」、「第5期大阪府地域福祉支援計画」、「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」などの関連施策との整合性を図りつつ、本府の循環器病対策の基本的な方向性を定めるものです。</p> <p>第3節 計画期間</p> <p>○基本法において調和を図るべきと規定されている「第8次大阪府医療計画」などの期間満了が2029(令和11)年度末であることから、本計画の計画期間は2024(令和6)年度から2029(令和11)年度までの6年間とします。</p>	<p>第1章 計画策定の趣旨等</p> <p>第1節 はじめに</p> <p>○国は2020(令和2)年10月27日、基本法第9条第1項の規定に基づき、2020(令和2)年度から2022(令和4)年度までの約3年間を計画期間として、「第1期循環器病対策推進基本計画」(以下「国計画」という。)を策定し、「循環器病の予防や正しい知識の普及啓発」、「保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実」、「循環器病の研究推進」等の幅広い循環器病対策に総合的に取り組むことにより、健康寿命の延伸及び循環器病の年齢調整死亡率の減少をめざすこととしました。</p> <p>○大阪府では、基本法第11条第1項の規定に基づき、国計画を基本として、本府の循環器病に係る実情を踏まえ、地域の特性に応じた「大阪府循環器病対策推進計画」を策定し、循環器病対策の一層の推進を図ることとします。</p> <p>第2節 計画の位置付け</p> <p>また、庁内関係部局と連携して、「第7次大阪府医療計画」、「第3次大阪府健康増進計画」、「大阪府高齢者計画2021」、「第5次大阪府障がい者計画」、「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」などの関連施策との整合性を図りつつ、本府の循環器病対策の基本的な方向性を定めるものです。</p> <p>第3節 計画期間</p> <p>○基本法において調和を図るべきと規定されている「第7次大阪府医療計画」、「第3次大阪府健康増進計画」、「大阪府高齢者計画2021」などの期間満了が2023(令和5)年度末であることから、本計画の計画期間は2022(令和4)年度から2023(令和5)年度までの2年間とします。</p>	<p>国基本計画の新規項目を記載 ・他の疾病等に係る対策との連携 ・有事を見据えた対策 (国基本計画P30参照)</p> <p>計画期間を記載</p> <p>国基本計画に記載された「他の計画との連携」を記載 (国基本計画P30~32参照)</p> <p>計画期間を記載</p>	<p>1</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>2</p>

次期計画素案	現計画	理由	頁																																																					
<p>第2章 循環器病の特徴及び大阪府における現状</p> <p>第3節 第1期の取組</p> <p>循環器病予防の取組については、第1期計画に基づき、ライフステージに応じた健康づくりを多様な主体と連携・協働して推進するとともに、喫煙率の減少のための若い世代に向けた取組として、府立学校及び市町村教育委員会に対して児童・生徒を対象とした講習会等の実施や健康アプリ「アスマイル」を活用した特定健康診査の受診率向上対策、「保健指導プログラム」を用いた効果的な保健指導の推進の支援、大阪府受動喫煙防止条例の一部施行などの取組を行ってきたところです。</p> <p>保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実については、第1期計画下において、医療体制の構築のため、地域枠医師等との面談を踏まえたキャリア形成プログラムの作成や、ORION(大阪府救急搬送支援・情報収集・集計分析システム)を活用した搬送状況等の分析、在宅医療の充実や医療・介護の連携推進のための医療従事者等への研修の実施、脳卒中等患者における医科歯科連携の推進を開始するなどの取組を行ってきたところです。</p> <p>《目標値の進捗状況》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>指標</th> <th>現状</th> <th>目標値</th> <th>進捗状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(a)</td> <td>成人の喫煙率 (男性/女性)</td> <td>30.4%/10.7% (2016(平成28)年)</td> <td>15%/5% (2023(令和5)年度)</td> <td>24.3%/8.6% (2022(令和4)年度)</td> </tr> <tr> <td>(b)</td> <td>特定健康診査 受診率</td> <td>45.6% (2015(平成27)年度)</td> <td>70% (2023(令和5)年度)</td> <td>53.1% (2021(令和3)年度)</td> </tr> <tr> <td>(c)</td> <td>特定保健指導 実施率</td> <td>13.1% (2015(平成27)年度)</td> <td>45% (2023(令和5)年度)</td> <td>22.1% (2021(令和3)年度)</td> </tr> <tr> <td>(d)</td> <td>キャリア形成 プログラム作成率</td> <td>40% (2018(平成30)年度)</td> <td>100% (2023(令和5)年度)</td> <td>100% (2023(令和5)年度)</td> </tr> <tr> <td>(e)</td> <td>脳卒中救急搬送患者 における搬送困難患者数</td> <td>891件 (2015(平成27)年)</td> <td>「減少」 (2023(令和5)年度)</td> <td>690件 (2021(令和3)年)</td> </tr> <tr> <td>(f)</td> <td>心血管疾患救急搬送 患者における搬送困難患者数</td> <td>1,136件 (2015(平成27)年)</td> <td>「減少」 (2023(令和5)年度)</td> <td>2,243件 (2021(令和3)年)</td> </tr> <tr> <td>(g)</td> <td>訪問診療件数</td> <td>107,714件 (2014(平成26)年9月)</td> <td>190,820件 (2023(令和5)年度)</td> <td>144,448件 (2020(令和2)年度)</td> </tr> <tr> <td>(h)</td> <td>介護支援連携指 導料算定件数</td> <td>25,321件 (2015(平成27)年)</td> <td>37,230件 (2023(令和5)年度)</td> <td>26,112件 (2021(令和3)年度)</td> </tr> </tbody> </table> <p>《全体目標の進捗状況》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状</th> <th>目標値</th> <th>進捗状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康寿命の延伸 (男性/女性)</td> <td>70.46歳/72.49歳 (2013(平成25)年)</td> <td>2歳以上延伸 (2023(令和5)年度)</td> <td>71.88歳/74.78歳 (2019(令和元)年度)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	指標	現状	目標値	進捗状況	(a)	成人の喫煙率 (男性/女性)	30.4%/10.7% (2016(平成28)年)	15%/5% (2023(令和5)年度)	24.3%/8.6% (2022(令和4)年度)	(b)	特定健康診査 受診率	45.6% (2015(平成27)年度)	70% (2023(令和5)年度)	53.1% (2021(令和3)年度)	(c)	特定保健指導 実施率	13.1% (2015(平成27)年度)	45% (2023(令和5)年度)	22.1% (2021(令和3)年度)	(d)	キャリア形成 プログラム作成率	40% (2018(平成30)年度)	100% (2023(令和5)年度)	100% (2023(令和5)年度)	(e)	脳卒中救急搬送患者 における搬送困難患者数	891件 (2015(平成27)年)	「減少」 (2023(令和5)年度)	690件 (2021(令和3)年)	(f)	心血管疾患救急搬送 患者における搬送困難患者数	1,136件 (2015(平成27)年)	「減少」 (2023(令和5)年度)	2,243件 (2021(令和3)年)	(g)	訪問診療件数	107,714件 (2014(平成26)年9月)	190,820件 (2023(令和5)年度)	144,448件 (2020(令和2)年度)	(h)	介護支援連携指 導料算定件数	25,321件 (2015(平成27)年)	37,230件 (2023(令和5)年度)	26,112件 (2021(令和3)年度)	指標	現状	目標値	進捗状況	健康寿命の延伸 (男性/女性)	70.46歳/72.49歳 (2013(平成25)年)	2歳以上延伸 (2023(令和5)年度)	71.88歳/74.78歳 (2019(令和元)年度)		<p>第1期の取組み内容を記載</p>	<p>10</p>
項目	指標	現状	目標値	進捗状況																																																				
(a)	成人の喫煙率 (男性/女性)	30.4%/10.7% (2016(平成28)年)	15%/5% (2023(令和5)年度)	24.3%/8.6% (2022(令和4)年度)																																																				
(b)	特定健康診査 受診率	45.6% (2015(平成27)年度)	70% (2023(令和5)年度)	53.1% (2021(令和3)年度)																																																				
(c)	特定保健指導 実施率	13.1% (2015(平成27)年度)	45% (2023(令和5)年度)	22.1% (2021(令和3)年度)																																																				
(d)	キャリア形成 プログラム作成率	40% (2018(平成30)年度)	100% (2023(令和5)年度)	100% (2023(令和5)年度)																																																				
(e)	脳卒中救急搬送患者 における搬送困難患者数	891件 (2015(平成27)年)	「減少」 (2023(令和5)年度)	690件 (2021(令和3)年)																																																				
(f)	心血管疾患救急搬送 患者における搬送困難患者数	1,136件 (2015(平成27)年)	「減少」 (2023(令和5)年度)	2,243件 (2021(令和3)年)																																																				
(g)	訪問診療件数	107,714件 (2014(平成26)年9月)	190,820件 (2023(令和5)年度)	144,448件 (2020(令和2)年度)																																																				
(h)	介護支援連携指 導料算定件数	25,321件 (2015(平成27)年)	37,230件 (2023(令和5)年度)	26,112件 (2021(令和3)年度)																																																				
指標	現状	目標値	進捗状況																																																					
健康寿命の延伸 (男性/女性)	70.46歳/72.49歳 (2013(平成25)年)	2歳以上延伸 (2023(令和5)年度)	71.88歳/74.78歳 (2019(令和元)年度)																																																					

次期計画素案	現計画	理由	頁
<p>第3章 大阪府における循環器病対策の基本的な方向性、重点課題及び全体目標</p> <p>第2節 全体目標</p> <p>《大阪府の循環器病対策の推進に向けた体系図》</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">基本的な方向性</p> <p>1. 循環器病の発症予防及び重症化防止の推進 2. 循環器病患者に対する医療、福祉サービスの継続的かつ総合的な実施</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">重点課題</p> <p>1. 循環器病に関する正しい知識に基づく自己管理行動の定着 2. 循環器病に関する治療(急性期から回復期・慢性期まで)や療養支援などの体制の整備</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">個別施策</p> <p>(1) 循環器病予防の取組の強化</p> <p>1. 循環器病の発症予防や重症化防止などの知識の普及啓発 2. 循環器病を予防する健診の普及や取組の推進</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>(2) 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実</p> <p>0. 循環器病に係る多職種連携と知見の共有</p> <p>1. 救急医療体制の整備 2. 循環器病に係る医療提供体制の構築 3. 社会連携に基づく循環器病対策及び循環器病患者支援 4. リハビリテーション等の取組</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>(3) 循環器病患者等を支えるための環境づくり</p> <p>1. 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援 2. 循環器病の緩和ケア 3. 循環器病の後遺症を有する者に対する支援及び治療と仕事の両立支援・就労支援</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(4) 循環器病対策を推進するために必要な基盤の整備</p> <p>1. 循環器病対策を推進するために必要な基盤の整備</p> </div>			

全体目標

「健康寿命の延伸」及び「循環器病の年齢調整死亡率の減少」の実現

(参考) 第4次大阪府健康増進計画:2035年度までに3歳以上の健康寿命の延伸(R1年比較)

次期計画素案	現計画	理由	頁
<p>第4章 個別施策</p> <p>第2節 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実</p> <p>(0) 循環器病に係る多職種連携と知見の共有</p> <p>(A) はじめに</p> <p>○循環器病対策においては、病期によって、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士等の多くの職種が関与しています。</p> <p>(B) 現状と課題</p> <p>○循環器病患者を中心とした包括的な支援体制を構築するため、多職種が連携して、循環器病の予防、早期発見、再発予防、重症化予防、相談・生活支援等の総合的な取組を進める必要があります。</p> <p>○病期によって様々な職種が患者に関わっていることから、職種相互においてそれぞれの理解を深めるため、異なる職種間においても知見の共有を図る必要があります。</p> <p>(C) 取り組むべき施策</p> <p>○循環器病に関わる多職種が連携し、病期に応じた切れ目のない医療・介護及び福祉連携体制の構築を進めます。</p> <p>○地域の医療従事者間での循環器病に係る知見の共有のための取組(研修会の実施等)を促進します。</p> <p>(4) リハビリテーション等の取組</p> <p>(A) はじめに</p> <p>○患者が継続的にリハビリテーションを実施するためには、専門家を育成しつつ、地域の医療資源を含めた社会資源を効率的に用いて、多職種が連携して取組む体制を構築があります。また、在宅で過ごす患者にも適切なリハビリテーションが提供される体制を整備することが必要とされています。</p> <p>(C) 取り組むべき施策</p> <p>○在宅で過ごす患者への適切なリハビリの提供については、国の施策を踏まえ、その方法・体制等を検討します。</p> <p>(5) 新興感染症の発生・まん延時や災害時等における体制</p> <p style="text-align: center;">調整中 医療計画と整合性はかる</p>		<p>取り組むべき施策を追加(多職種連携により、病期に応じた切れ目のない医療・介護及び福祉連携体制を構築)</p> <p>取り組むべき施策を追加(在宅で過ごす患者にも適切なリハビリの提供)</p> <p>取り組むべき施策を追加(有事を見据えた対策)</p>	<p>23</p> <p>52</p> <p>54</p> <p>54</p>

次期大阪府循環器病対策推進計画(素案)新旧対照表 [主なもの]

資料2

次期計画素案					現計画					理由	頁
第6章 計画の評価・見直し					第6章 計画の評価・見直し					指標の追加	71
(指標)					(指標)						
項目	指標	現状	目標値	関連計画	項目	指標	現状	目標値	関連計画		
(a)	成人の喫煙率 (男性/女性)	24.3%/8.6% (2022(令和4)年度)	確認中	第4次 大阪府健康増進計画	(a)	成人の喫煙率 (男性/女性)	30.4%/10.7% (2016(平成28)年)	15%/5% (2023(令和5)年度)	第3次 大阪府健康増進計画		
(b)	特定健康診査 受診率	53.1%以上 (2021(令和3)年度)	確認中	第4次 大阪府健康増進計画	(b)	特定健康診査 受診率	45.6% (2015(平成27)年度)	70%以上 (2023(令和5)年度)	第3次 大阪府健康増進計画		
(c)	特定保健指導 実施率	22.1% (2021(令和3)年度)	確認中	第4次 大阪府健康増進計画	(c)	特定保健指導 実施率	13.1% (2015(平成27)年度)	45% (2023(令和5)年度)	第3次 大阪府健康増進計画		
(d)	キャリア形成 プログラム作成率	確認中	確認中	第8次 大阪府医師確保計画	(d)	キャリア形成 プログラム作成率	40% (2018(平成30)年度)	100% (2023(令和5)年度)	大阪府医師確保計画 (2020年度~2023年度)		
(e)	脳卒中救急搬送患者 における搬送困難患者数	690件 (2021(令和3)年)	「減少」 (2029(令和11)年)	第8次 大阪府医療計画	(e)	脳卒中救急搬送 患者における搬送 困難患者数	891件 (2015(平成27)年)	「減少」 (2023(令和5)年度)	第7次 大阪府医療計画		
(f)	心血管疾患救急搬 送患者における搬 送困難患者数	2,243件 (2021(令和3)年)	「減少」 (2029(令和11)年)	第8次 大阪府医療計画	(f)	心血管疾患救急 搬送患者における 搬送困難患者数	1,136件 (2015(平成27)年)	「減少」 (2023(令和5)年度)	第7次 大阪府医療計画		
(g)	脳卒中救急搬送患者 における救急要請 (覚知)から医療機 関への収容までに 要した平均時間	35.8分 (2021(令和3)年)	「減少」 (2029(令和11)年)	第8次 大阪府医療計画	(g)	訪問診療件数	107,714件 (2014(平成26)年9月)	190,820件 (2023(令和5)年度)	第7次 大阪府医療計画		
(h)	心血管疾患救急搬 送患者における救急 要請(覚知)から医 療機関への収容ま でに要した平均時間	34.2分 (2021(令和3)年)	「減少」 (2029(令和11)年)	第8次 大阪府医療計画	(h)	介護支援連携 指導料算定件数	25,321件 (2015(平成27)年)	37,230件 (2023(令和5)年度)	第7次 大阪府医療計画		
(i)	訪問診療件数	144,448件 (2020(令和2)年度)	170,830件 (2029(令和11)年度)	第8次 大阪府医療計画	(k)	両立支援コーディネ ーター基礎研修の受 講者数	910名(累積) (2021(令和3)年度)	確認中			
(j)	介護支援連携 指導料算定件数	26,112件 (2021(令和3)年度)	33,950件 (2029(令和11)年度)	第8次 大阪府医療計画							